

## また旅倶楽部会則

### 第一章 総則

#### 第一条（目的）

地域の伝統文化・産業と都市住民の交流を、観光振興や地域活性化の基本にする。地域の資源は、広く告知しなければ、観光客にとっては、その地域は存在しないのに等しい。地域の宝を探し出し、磨きあげ、誇れるまで育て、広く大切に保存することを目的とする。

#### 第二条（名称）

本倶楽部は「また旅倶楽部」と称する。

#### 第三条（事務所）

本倶楽部の事務所は館山市南条282-2に置く。

#### 第四条（部門）

目的推進のため次の部門を配置する。

- ・コーディネート部門（企画・立案、調整、準備、経理等）
- ・ツアーガイド部門（現地案内、安全管理、ガイド育成）
- ・ツアー企画部門（ウォーキングツアー等の企画・調整、企画営業）
- ・現地ガイド部門（現場で暮らす地域文化の専門家）

#### 第五条（事業年度）

本倶楽部の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日終わる

## 第二章 会員

### 第六条（会員）

本倶楽部の会員は次の3種類とし正会員のみ運営について発言ができる

- (1) 正会員 本倶楽部の目的に賛同しガイド活動を主体として入会した個人
- (2) 賛助会員 本倶楽部の目的に賛同し、賛助する為に入会した個人
- (3) 法人会員 本倶楽部の目的に賛同し、賛助する為に入会した団体

### 第七条（入会）

本倶楽部に入会しようとする者は、入会申込を代表に行わなければならない

- (2) 前項の入会申込があった場合には、定例役員会議で審議し決定する

### 第八条（会費等）

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。9月以降の途中入会については、年会費を月割り納入とする。但し、小数点以下は四捨五入とする。

正会員	年会費 10,000円
賛助会員	年会費 2,000円

### 第九条

法人会員は、年会費105,000円とし、上限は設けない。

### 第十条

正会員は、本倶楽部で体験事業を行った場合は、売上の10%を倶楽部に収める。

### 第十一条

既に納入した会費は、返還しない。

### 第十二条（会員の資格の喪失）

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### 第十三条（退会）

会員は、代表が別に定める退会届けを代表に提出して、任意に退会することが出来る

### 第十四条（除名）

会員が次の号に該当するに至ったときは、定例役員会議の審議により、これを除名することができる。この場合、その会員にたいし、審議の前に弁明機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき
- (2) 本倶楽部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき